

尾張旭市監査公表第12号

令和8年1月6日付け尾張旭市監査公表第1号をもって公表した定例監査結果報告について、令和8年2月5日付け7こ家第410号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和8年3月3日

尾張旭市監査委員 山田 義浩

尾張旭市監査委員 市原 誠二

こども子育て部こども家庭課・こどもの発達センター

監査の指摘事項	措置状況
<p>令和7年度尾張旭市親子支援教室事業委託契約締結について、令和7年4月9日付けで起案したが、専決権者（所長）の決裁を得ないまま、同日、契約を締結していた。なお、決裁を受けたのは、同月10日であった。</p> <p>契約事務を適切に実施されたい。</p>	<p>指摘事項について、課内で共有を図るとともに、改めて契約事務の流れを確認した。</p> <p>今後は、契約事務の理解を徹底するとともに、尾張旭市契約規則に沿った事務を適切に行うよう再発防止に努める。</p>
<p>尾張旭市会計規則（昭和58年尾張旭市規則第11号）第36条により、委託料について支出負担行為として整理する時期は、契約を締結するときとされている（単価契約及び1件の金額が50万円以下の支出負担行為で支出負担行為兼支出命令書によるものを除く。）。</p> <p>しかしながら、発達支援連携事業委託（総価契約、契約額1,467,600円）について、支出負担行為を決議しないまま、令和7年4月1日付けで契約を締結していた。</p> <p>会計事務を適切に実施されたい。</p>	<p>指摘事項について、課内で共有を図るとともに、改めて会計事務の流れを確認した。</p> <p>今後は、会計事務の理解を徹底するとともに、尾張旭市会計規則に沿った事務を適切に行うよう努める。</p> <p>なお、支出負担行為の決議が必要な事務については、データを格納するフォルダ内に注意喚起のメモを作成し、再発防止に努める。</p>
<p>尾張旭市職員被服貸与規程（昭和46年尾張旭市訓令第1号。以下「被服貸与規程」という。）第1条の規定により、職務執行に必要な被服の貸与を受けるのは、尾張旭市職員定数条例（昭和32年旭町条例第1号）第1条に規定する職員（常時勤務する職員）である。しかしながら、同課は、ピ</p>	<p>子育て支援施設で働く職員が所属する他の課とも連携し、常時勤務する職員・会計年度任用職員を問わず、施設で働く職員に被服の貸与が必要かを、視認性・識別性・衛生面などの面から多角的に検討する。</p> <p>また、人事課と協議し、会計年度任用職</p>

<p>ンポンパン教室及び子育て支援センターの会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定される職員をいう。以下同じ。）について、非常勤の職員であるにもかかわらず、被服を貸与していた。</p> <p>これは、児童や保護者が、常勤・非常勤を問わず、ピンポンパン教室及び子育て支援センターの職員を容易に認識できるよう、同課が、独自の解釈で、被服の貸与について、被服貸与規程を会計年度任用職員にも準用しているものとのことであった。</p> <p>この点、被服貸与規程に会計年度任用職員への被服貸与が認められるとうかがわせる文言があるとはいえないが、同課が会計年度任用職員に被服を貸与している理由には、市民サービスに資する相応の合理性があると考えられる。よって、同課においては、今一度、会計年度任用職員への被服貸与その他の解決策について検討し、貸与が必要なのであれば、それが明らかに可能なものとなるよう、制度所管課である人事課と協議の上、対処されたい。</p>	<p>員への被服貸与を可能とするよう、被服貸与規程の改正を検討する旨の回答を得た。</p> <p>検討後の措置については、措置次第、改めて報告する。</p>
<p>尾張旭市契約規則（昭和53年尾張旭市規則第19号。以下「契約規則」という。）第32条により、同条第1号から第7号までに掲げる場合のほか、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと市長が認めるときにも、契約保証金の全部又は一部を免除することができる（同条第8号）。</p> <p>こども家庭課は、尾張旭市産後ケア事業業務委託及びすくすく赤ちゃん訪問事業（専門職訪問指導）業務委託の契約について、何ら理由を示して何うことのないまま、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとして、同号の規定により契約保証金を免除としていた。</p> <p>契約事務を適切に実施されたい。</p>	<p>指摘事項について、改めて契約の相手方及び尾張旭市契約規則第32条の内容を確認の上、適切な号の規定又は理由を示した上での契約事務を行う。</p>
<p>契約規則第25条の2により、随意契約による契約をしようとするときは、2人以</p>	<p>指摘事項について、契約規則第25条の2により、随意契約による契約を行う</p>

<p>上の者から見積書を徴さなければならない。一方、法令によって、価格の定められているもの及び契約金額の総額が10万円を超えないものその他市長が必要でないと認めたときは、この限りでないとしている（同条ただし書）。</p> <p>しかしながら、同課は、子どもへの暴力防止プログラム研修の業務委託（設計金額951,500円）について、何ら理由を示して伺うこともないまま一者からの見積徴取で契約していた。</p> <p>また、すくすく赤ちゃん訪問事業（専門職訪問指導）業務委託、乳幼児健康診査業務委託、3歳児健康診査における視機能検査業務委託及び6歳臼歯保護育成事業業務委託は、保険診療点数を参考にして関係団体と協議の上、単価を決定していることから見積徴取を省略する旨伺っていたが、いずれも当該単価の分かる資料の添付がないまま決裁を得た上、契約を締結していた。</p> <p>契約事務を適切に実施されたい。</p>	<p>場合は、2者以上の者から見積書を徴収するとともに、同条ただし書により1者からの見積徴収とする場合には、その理由を明示した上で、施行する。</p> <p>見積徴取を省略する業務委託契約事務において、単価の決定に係る協議・積算に関する資料の添付を徹底する。</p>
<p>同課における令和7年度の郵便切手等金券類の受入れ及び使用状況について確認したところ、令和7年4月に26円切手を20枚、110円切手を120枚、140円切手を36枚、180円切手を36枚、レターパックライト（430円）を3枚購入し受け入れたにもかかわらず、令和7年9月末時点でも使用されないままであった。</p> <p>購入した理由等を確認したところ、同年度に新しい課として設置されたことから、急ぎの郵便や受取郵便の料金不足で使う予定で購入したものの、購入枚数については具体の積算はなく、年度末までに全てを使用する蓋然性は高くないとのことであった。</p> <p>経済性の観点から、郵便切手等金券類は、購入の都度在庫数を確認の上、必要枚数を計画的に購入すべきである。</p> <p>金券類等取扱事務を適切に実施された</p>	<p>郵便切手等金券類の購入に際しては、会計年度独立の原則を念頭に置き、在庫確認の上、必要枚数の積算を行い、計画的に購入する。</p>

い。	
----	--